



2025 年 7 月 22 日

各 位

会社名 株 式 会 社 パ ソ ナ グ ル ー プ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 若本 博隆
(コード番号 2168 東証プライム)
問合せ先 副 社 長 執 行 役 員 CFO 仲瀬 裕子
(TEL. 03-6734-0200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）にて2025年8月22日に開催を予定している当社第18期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、株主総会議長及び取締役会議長が原則として取締役社長に限定されている当社現行定款第13条及び第21条の一部を変更し、代表取締役が議長となることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集者および議長) 第13条 株主総会は、取締役 <u>社長</u> が招集し、その議長となる。取締役 <u>社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(招集者および議長) 第13条 株主総会は、 <u>代表</u> 取締役が招集し、その議長となる。 <u>代表</u> 取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役 <u>社長</u> が招集し、その議長となる。取締役 <u>社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2～4 (条文省略)	(取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>代表</u> 取締役が招集し、その議長となる。 <u>代表</u> 取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2～4 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年8月22日（予定）

定款変更の効力発生日 2025年8月22日（予定）

※本年の当社株主総会は場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）での開催を予定しております。

以 上